

## 和 解 協 定 書

富労委平成 27 年（不）第 2 号なんと農業協同組合事件について、富山県農業協同組合労働組合（以下「申立人県本部」という。）及び富山県農業協同組合労働組合なんと支部（以下「申立人なんと支部」といい、この二者併せて「申立人ら」という。）と、なんと農業協同組合（以下「被申立人」という。）は、富山県労働委員会の本件担当委員立会いのもとに、下記の和解条項により円満解決することを協定する。

### 記


- 1 被申立人は、申立人らに対して、申立人らから平成 27 年 3 月 9 日付及び同年 4 月 10 日付で要求のあった団体交渉を正当な理由なく拒否したことが、労働組合法第 7 条第 2 号に反する不適切な対応であったことを認めて謝罪するとともに、今後、同様の対応を一切行わないことを約束する。
- 2 被申立人は、申立人らに対し、別紙文書の掲示等について、次のことを約束する。
  - (1) 本和解協定書締結の日から 1 週間以内に、別紙文書（文書の年月日は、掲示する日を記載する）を、A 2 サイズ（縦 420 ミリメートル、横 594 ミリメートル）の白紙に鮮明に、15 ミリメートル角以上の文字で記載し、被申立人の本店事務所正面玄関掲示板に 30 日間掲示すること。
  - (2) 被申立人の広報誌「こうほう J A なんと」平成 28 年 8 月号の「理事会報告」の欄に本和解協定書締結の事実を記載するとともに、「理事会報告」とは別枠で、読みやすい大きさの文字で、別紙文書（文書の年月日は、上記（1）の掲示または下記（3）の交付する日を記載する）を掲載すること。
  - (3) 本和解協定書締結当日、申立人らに対し、別紙文書（文書の年月日は、交付する日を記載する）を A 4 サイズの用紙に記載したものを交付して謝罪すること。
- 3 被申立人は、団体交渉において、次の事項を遵守する。
  - (1) 申立人県本部の役員と同席を拒否したり、申立人なんと支部に対し申立人県本部を排除した団体交渉を行うよう働きかけるなど、申立人県本部を団体交渉から排除する行為をしないこと。
  - (2) 申立人県本部の役員による自由な発言を認め、申立人らにおける交渉担当者や発言者の選定について干渉しないこと。
  - (3) 団体交渉の日時の決定は申立人らの都合を聞いて行うとともに、実質的な討議を尽くすために必要な交渉時間や検討時間を確保し、必要に応じて休憩時間を入れるなど、被申立人の回答や提案を申立人らが十分検討したうえで意見を述べるができるよう進


- 行に配慮すること。
- (4) 団体交渉において、申立人らの要求や主張に対して、論拠や必要な資料を示して回答や提案を行うこと。
- (5) 被申立人の提案や見解を一方向的に押し付けたり、十分な討議を行わないまま妥結を強要したりしないこと。
- 4 申立人ら及び被申立人は、信用事業、共済事業、経済事業、営農事業、その他の農協事業に関する要求事項や経営方針に関する要求事項についても、それが申立人なんと支部の組合員の労働条件その他の待遇と密接に関わるものであり、かつ、被申立人において処分可能な対応を求めるものである場合には、団体交渉事項とすることを確認する。
- 5 申立人らは、被申立人から、団体交渉における要求事項と申立人なんと支部の組合員の労働条件その他の待遇とが関係する理由について説明を求められたときは、論拠を示して説明するよう努める。
- 6 申立人ら及び被申立人は、団体交渉における交渉事項によっては、事前・事後の事務折衝を十分に行う。
- 7 申立人ら及び被申立人は、団体交渉についての議事録を作成することとし、その方法については別途協議する。
- 8 申立人ら及び被申立人は、団体交渉において合意が成立した場合には、双方の代表者が記名押印した協定書を作成する。なお、この場合の協定書は、別段の定めがない限り、期限の定めのないものとする。
- 9 被申立人は、申立人なんと支部の組合員に対し、申立人らの活動や運営に関する意見を求めることなど、申立人らの活動や運営に対して不当に干渉する行為をしないものとする。
- 10 申立人らは、本協定の締結後、直ちに本件申立てを取り下げる。
- 11 被申立人は、申立人なんと支部の役員（元役員を含む）及び組合員に対して、本件申立てに関与したことを理由とする不利益取扱はしないものとする。
- 12 申立人らと被申立人とは、本件申立てにかかる事項に関し、本協定書に定めるほか、何らの債権債務もないことを確認する。





この和解協定の証として、本書を4通作成し、申立人ら、被申立人及び富山県労働委員会が各1通を保有する。


平成28年 7月 5日


申立人 富山県農業協同組合労働組合  
中央執行委員長 川岸 正 

富山県農業協同組合労働組合なんと  
支部長 池田 清 


被申立人 なんと農業協同組合  
代表理事組合長 上田 

立会人 富山県労働委員会  
審査委員長 橋爪 健一郎 

審査委員 雨宮 洋美 

労働者側参与委員 吉田 昌樹 

労働者側参与委員 長 祐二 

使用者側参与委員 佐藤 登 

使用者側参与委員 谷川 治 

平成 28 年 7 月 5 日

富山県農業協同組合労働組合 殿

富山県農業協同組合労働組合なんと支部 殿

なんと農業協同組

代表理事組合長 上田憲



当組合は、平成 27 年 3 月 9 日付及び同年 4 月 10 日付で富山県農業協同組合労働組合及び富山県農業協同組合労働組合なんと支部から要求のあった団体交渉を、正当な理由なく拒否しました。この行為は、労働組合法第 7 条第 2 号に反する不適切な対応であったことを認めてここに謝罪するとともに、今後はこのような行為を一切行わないことを約束いたします。